慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究 一九〕 破産宣告前の交通事故により発生し破産宣告後履行期の到来する障害保険金債権および所得保障保険金債権と破産財団への帰属
Sub Title	
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.9 (1991. 9) ,p.140- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910928-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 一九〕

19 破産宣告前の交通事故により発生し破産宣告後履行期の到来する障害保険金債権および所得保障保険金債権と破産財団への帰属

大阪高裁平成二年一一月七日判決（平成元(ネ)一六八五号保険金請求控訴事件、金融法務事情一二七七号三一頁）

〔事　実〕

昭和六一年九月四日Xは、車両運転の単独事故（自損事故）により受傷し、入通院治療を受けたが、併合一〇級の後遺障害が残った。

ところで、Xは、昭和六二年二月一二日に京都地方裁判所において破産宣告を受け、Aが破産管財人に選任された。Aは、Xが保険契約を締結していた保険会社四社（Y_1～Y_4）を相手取り、Xの受傷に基づく入通院保険金、後遺障害保険金、所得保障保険金の支払を求める訴えを京都地方裁判所に提起した。

その後Xは、Y_1ないしY_4を相手取り、自損事故に基づく昭和六二年二月一二日以後の入通院保険金、後遺障害保険金、所得保障保険金を自由財産であるとして、その支払を求め京都地方裁判所に訴えを提起した。

それに対し、第一審たる京都地方裁判所は、Xは右訴訟の訴訟物については当事者適格を有しないとして、すべての訴えを却下したようである（京都地裁平元・四・三平成元年(ワ)第四四二号であるが、これは掲載されていない）。これに対してXが控訴したのが本件である。これに対し、控訴審は、Y_1第一、第二契約、Y_3契約中後遺障害担保特約条項、Y_4契約につき、「被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被ったことを保険事故とし、その結果生ずる入院、通院、後遺障害等は単なる支払条件にとどまる」とした上で、「右各保険契約に基づく被保険者の保険金請求権は、右保険事故の発生と同時に、約款所定の支払条件の生起を停止条件とする債権が発生し、右条件成就後約款所定の履行期の到来をもってこれを行使することができることになる」ものと解し、またY_2契約については、それに基づ

く「高度障害保険金請求権は、障害又は疾病によって保険期間内に所定の高度障害状態になったという保険事故の発生と同時に発生し、その後約款所定の履行期の到来をもってこれを行使することができることになる」と解したうえで、次のように判示した。

〔判　旨〕

「まず傷害保険としての性質を有するY_1第一、第二契約、Y_3契約中後遺傷害特約、Y_4契約に基づく保険金請求権は、Xの主張によれば、その保険事故である、「急激かつ偶然な外来の事故による身体傷害」が本件破産宣告前既に発生し、右時点において停止条件付債権として発生していることになるから、少なくとも破産法六条二項にいう破産宣告前に生じた原因に基づき将来行うことあるべき請求権に当たるものといわなければならない。

次に、Y_3契約中所得保障保険約款に基づく保険金請求権は、Xの主張によれば、その保険事故である、「被保険者の傷害のために発生した就業不能」が本件事故日である昭和六一年九月四日、Xが入院治療を受けたことにより発生していることになり、右時点において債権として発生し、その後約定の免責期間を経て就業不能状態が継続することにより具体的な数額が確定し、その履行期が破産宣告後に到来することがあるにとどまるというべきであるから、右保険金請求権も又少なくとも破産法六条二項に該当する債権と解するのが相当である。

これに対し、〈略〉Y_2契約に基づく保険金請求権は、傷害により所定の高度障害状態になったことを保険事故とするものであるところ、Xの主張によると、Xは、破産宣告を受けた昭和六二年二月一二日から一週間後に入院先を退院し、その月の二四日から翌六三年八月一〇日までの間に一〇日通院治療を受けて、併合一〇級の後遺障害を遺したというのであるから、右請求権が自由財産に属する旨のXの主張を前提とする限り、Xが右訴えにつき当事者適格を有することは否定できないものの、本件自損事故の傷害により所定の高度傷害状態になっていないことはXの右主張自体によって明らかである。〈略〉

そうすると、Xの主張自体によっても、Y_2契約以外の本件各保険契約に基づく保険金請求権は総て破産財団に帰属することになるから、Xは、被控訴人$Y_1$$Y_3$$Y_4$に対する本件訴えの当事者適格を有しないことが明らかであり、また被控訴人Y_2に対する本件請求は失当といわなければならない。

よって、Xの被控訴人$Y_1$$Y_3$$Y_4$に対する本件訴えはいずれも不適法であるから、却下すべきであり、また、被控訴人Y_2に対する本訴請求は失当であるから棄却すべきである。したがって、原判決中右控訴人Y_2に対する請求に関する訴えを不適法として却下した部分は失当であって、本来ならば取消されるべきであり、民訴法三八八条によれば、かかる場合、控訴裁判所は事件を第一審裁判所に差戻すことを要する旨規定されているけれども、右規定の趣旨は審級の利益を保障することにあるから、本件のごとく、本案についてその理由のないことがXの主張自体

から明らかであり、事実の認定そのものについて審級の利益を保障すべき実質的理由のない場合には、敢えて第一審に差戻す必要はないものと解される。しかしながら、原判決を取消して請求棄却の判決をすることは、原判決よりも控訴人に不利益となり、民訴法三八五条により、原判決を控訴人の不利益に変更することは許されないので、当裁判所は原判決の結論を維持するほかない。

そうすると、〈略〉原判決は相当であるからXの被控訴人らに対する本件各控訴をいずれも棄却」

【評　釈】

一　本件判決がXの請求を排斥した結論には賛成するが、控訴棄却の判決をした点については、判旨の論理構成上若干の疑問がある。なお本判決は、入通院、後遺障害保険金請求権は、保険事故である交通事故によって発生し、入通院、後遺障害は単なる支払条件にとどまるものと解し、また、所得保障保険金請求権は、交通事故によって入院治療を受けたことにより発生し、その後就業不能状態が継続することにより具体的な数額が確定し、その履行期が破産宣告後に到来することがあるにとどまるとして、いずれの保険金請求権も破産法六条二項に該当する債権であるとして、その請求権を主張する原告の当事者適格を否定している。このような従来ほとんど論じられることのなかった保険金請求権の破産財団帰属性という問題につき判示した本判決は、下級審とはいえ、先駆的意義をもつものといえよう。

二　ところで、保険金請求権が破産法六条にいう破産財団に所属する債権であるか否かを確定するためには、まず、保険金請求権がいつ発生し、いつ履行期が到来するかを確定する必要がある。この問題は、従来、とくに任意の自動車賠償責任保険の保険金請求権に関し、被害者による債権者代位（民法四二三条）の方法による保険金請求との関わりの中で生じてきた。すなわち、自賠責保険では被害者の保険会社に対する直接請求が認められている（自賠法一六条）のに対し、任意保険にあっては昭和五一年一月の約款改訂により被害者の直接請求が認められるまでは、その代替的手段として、被害者による加害者の保険請求権の代位行使の方法が多くの場合にとられた。そこでこのような代位請求が可能か、また可能であるとしていかなる要件の下に請求ができるかといった点から論じられたのである(1)。これに関して見解は、大略次のように分かれている。すなわち、①事故が生じ第三者である被害者から加害者に対する賠償請求がなされて、和解あるいは確定判決により賠償責任の有無およびその額が確定したときに、はじめて保険金請求権が発生するという見解(2)（賠償額確定時説）、②保険金請求権は自動車事故の発生と同時に発生するが、保険金請求権行使については賠償責任額の確定を必要とする（前提要件とする）という見解(3)（事故発生時説）、③保険金請求権は契約締結時より条件付きで成立しているが、保険事故時（被害者の加害者に対する裁判上・裁判外の請求が行われたとき）に加害者の保険者に対する免脱給付

請求権が具体化し、賠償責任額が確定したときに保険金請求権が具体化するという見解(4)（免脱給付請求権説）、④保険金請求権は保険契約成立の時に停止条件付債権として発生するが、賠償責任額の確定する履行期到来まで行使できないという見解(5)（停止条件説）である。

ところで、保険契約が有償契約であるというとき、保険制度に対する社会通念にもっとも忠実な解釈として、保険料の支払と対価的な関係に立つ保険者の出捐は、万が一事故が発生すれば保険金が支払われるという期待的利益、すなわち「危険負担」の給付であると考えるべきであろう(6)。そのように解するならば、賠償責任の有無およびその額が確定したときにはじめて保険金請求権が発生すると説く上記①説は、危険負担とは別に新たな保険金支払債務を生じさせることになるが、これは保険契約の有償性の観点からは説明が困難であろう。また③説によれば、保険料支払義務と対価関係をなす保険者の危険負担とならんでいわゆる免脱義務なるものを認めるが、それと対価関係をなすべき被保険者の義務は存在しないことになろう。その点、④説は、保険契約のもつ有償性と矛盾するものではない。ただ、賠償額が確定されても、加害者が免責され保険金請求権自体が否定されることもありうるのであり、確定と同時に履行期が到来すると解することは必ずしも適切ではないであろう。その点②説は、保険契約のもつ有償性に反しないだけでなく、保険事故の発生と共に保険金支払請求権が発生すると解する点で、保険契約関係に対する一般人の理解とも調和する。さらに、賠償額の確定を請求権発生の要件でも履行期の到来でもないと解することにより、①④説の難点も回避している。その意味では、②説が妥当である。

ただ本件で問題となっているのは、一般の損害保険であり、一定の保険事故に対しては一定の給付金が決まっているのが普通であり、したがって賠償責任保険のように被保権者の被害者に対する具体的な賠償額を確定する必要はない。しかし、具体的には、全体の保険金請求権の額は、入院日数、就業不能日数、一定期間内の後遺障害の発生等が確定された場合に、初めて確定するものであり、その意味では本件のような場合にも、自動車事故の発生により保険金請求権は発生するが、その行使のためには具体的塡補額の確定が必要となる。このように解するならば、本判決が、「約款の支払条件の生起を停止条件とする」としている点は言辞として妥当ではないと考えるが、Y_1第一、第二契約、Y_3後遺障害特約、Y_4契約に基づく保険金請求権は、本件破産前に保険事故たる「急激かつ偶然な外来の事故による身体傷害」ないし「被保険者の傷害のために発生した就業不能」の発生と同時に債権が発生し、右条件成就後約款所定の履行期の到来をもってこれを行使できると判断した点には賛成できる。よって、本件では、保険金請求権の具体的な数額の確定は破産宣告後になされているが、本判決が、この請求権を破産法六条二項に該当する債権になるとしたのは妥当である。

三　ところで本件判決は、Y_2契約に基づく高度障害を保険事故とする保険金請求権の主張については、Xの当事者適格を認めつつも、主張自体失当という理由で請求棄却の判決を下している。しかし、高度障害状態というものは、あくまでその原因となった事故によって被った傷害から生じるものであり、その意味では、高度障害状態の発生は後遺傷害の発生と同一に把握されるべきものであろう。しかも、判旨からみるかぎり、Y_3契約の後遺障害特約と、Y_2契約の高度障害保険金支払条項との間に、扱いをまったく変えなければならないような決定的な内容的差異を見い出すことはできない。よって、むしろ右保険契約の内容も、給付責任開始の日以後に被保険者に発生した傷害を保険事故とし、高度障害状態の発生は単なる支払条件にとどまると解すべきではないだろうか。そのように理解すれば、この保険金請求権は、被保険者に発生した障害の発生によって生じ、約款所定の保険金請求のための必要な要件を満たすことによって、これを行使できることになる。したがってこの場合、Xの主張は、破産宣告後に後遺障害状態が生じたというものであるから、既にこの保険金請求権は発生しており、その具体的な確定作業が破産宣告後に残されているのであり、これは破産法六条二項に該当する債権であるといえよう。したがって、裁判所は、XのY_2に対する訴えも、当事者適格を欠くものとして却下すべきではなかったかと考える。

四　次に、三で述べた私見によれば、XのY_2に対する訴えは不適法却下すべきものであり、Xの請求の当否まで立ち入って審理判断する必要はないと考える。その限りで、控訴審は全面的に原審の判断を是認することになるから、控訴棄却の判決をすればよく、その判決は不利益変更禁止の原則に抵触することはない。その意味で、本判決が控訴棄却の裁判をなしたことは結果的に是認できる。

五　しかし、本判決のように本案審理に立ち入った場合、Y_2が控訴・付帯控訴のいずれもしていない場合に、第一審の却下判決を取り消して請求棄却の判決をなすことは、不利益変更禁止に抵触するのではないかとの疑問が生じる。これに関し通説判例[7]によれば、この場合は不利益変更禁止の原則に反するとして、請求の理由がないことが明らかでも、控訴棄却をすべきであるとする。また不利益変更禁止の原則に反するという点では通説の立場と一致するが、差戻判決をすべしとするものもある[8]。

しかしこのような見解は以下の諸点において疑問である。すなわち、まず第一に、請求の理由がないことが明らかなのに控訴を棄却してみても、第一審の却下判決が確定するにとどまり紛争の実体的解決はもたらされない。第二に、控訴裁判所は訴訟要件が具備すると認めれば、職権で本案判決をしなければならないが、その際、請求認容判決であればいいが、請求棄却はいけないというのは、便宜的に過ぎる。第三には、控訴棄却判決によって形式的には原判決たる訴訟判決が維持されることになるが、実質的には訴訟要件の存在を確認する中間判決的終局

判決が生じることになってしまう。[9] 第四に、仮にこの場合、原審に差し戻して請求棄却の本案判決をさせるとしても、それは訴訟経済に反すること甚だしいであろう。[10]

結局このように考えてくると、不利益変更ということを単に形式的に捉え、第一審の却下判決を取り消して請求棄却の判決をなすことが即不利益変更禁止に反するというべきではなく、むしろドイツで説かれているように、不利益変更禁止の原則を、原判決が認めた「実体上の法的地位」を奪うことであると実質的に理解すべきであろう。[11] そうすると、一般的に、却下判決を取り消して請求棄却の判決をするような場合には、原審では当事者の実体上の法的地位は未だ形成されていなかったのであるから、上訴審での請求棄却判決によって当事者の法的地位が奪われるということはなく、したがって不利益変更禁止の原則にも反しないことになる。

六　ただこのように解した場合、たとえ不利益変更禁止の原則に反しないとしても、原審ではXのY_2に対する請求の実体的当否はまったく審理されていないと思われるので、民訴法三八八条との関係で、Xの審級の利益が害されるのではないかとの疑問が生じるかも知れない。

いうまでもなく民訴法三八八条は当時者に審級の利益を保障したものである。すなわち第一審が訴えを不適法却下したような場合には請求の当否について審理がまったくなされていないから、控訴審において、訴えそのものは適法としつつ、直ちに請求の当否の審理に入るとすれば、事実審の審級は控訴審のみとなり、事実審を二級審とする現行上訴制度の構造の下では、事実審理の審理の二審制についての当事者の利益を侵害することになる[12]ので、これを回避するために設けられたものである。もしそうであるとするならば、①実質的に当事者の審級の利益が保障されているような場合（たとえば、第一審が実体権の存否について判断していたり、請求の当否について仮定的に判断しているような場合等）、あるいは、②審級の利益を否定されてもやむを得ない場合（たとえば控訴審での実体審理につき当事者が合意しているとき）、③そもそも第一審から証拠調べをする必要が認められないような場合（たとえば請求に首尾一貫性（Schlüssigkeit）がなく、請求の理由のないことが外形から一目で分かるような場合）[13]等にあっては、民訴法三八八条の趣旨を逸脱する恐れはなく、必ずしも絶対的に審級の利益が保護されなければならないというものではないであろう。よって本件は、③に当たる場合であると考えられ、本判決の立場でも差戻しの裁判をする必要はなく、控訴審といえども請求棄却の判決をなすことによって抜本的解決を図るべきであったと解する。

（1）石田満「自動車保険と被害者の救済」自動車保険の諸問題七頁、吉川栄一「保険金請求権の行使時期」石田＝海老名編・自動車保険の基礎知識二〇七頁。保険業界がそのような代位請求を否定したのは、被害者と直接交渉するコストの増大と保険料の引き上げ問題への波及を恐れるからであるとされる。これにつき西島「〈共同研究〉交通事故被害者の保険会社に対する代位訴訟・保険法的検討」判タ

二四七号三六頁、同「判批」判例評論二五〇号三八頁参照。なお学説については、吉川・前掲二一二頁以下、藤田仁「保険金請求権の発生とその債務の履行期」田辺＝石田編・新損害保険双書(2)自動車保険一七四頁以下に要領のよい紹介がある。

(2) 保険業界が一致して示している見解である。保険毎日新聞社・自家用自動車総合保険の解説一八二頁以下、同・新自動車保険約款の解説一二〇頁以下、松下浩三発言「自動車保険約款の改訂と問題点」ジュリ五二一号四七頁。

(3) 東京地判昭四四・一一・五判タ二四〇号一二九頁、東京地判昭四五・一・二一判時五八五号一六頁、名古屋地判昭四五・一・三〇判時五八五号二七頁、東京高判昭五三・一一・二一判時九一六号七八頁等。なお、最判昭五四・五・三一判時九三〇号六六頁、最判昭五七・九・二八民集三六巻八号一六五二頁、および本件判決は、「保険事故の発生と同時に被保険者と損害賠償請求権者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする債権として発生し、被保険者が負担する損害賠償額が確定したとき右条件が成就して右保険金請求権の内容が確定し、同時にこれを行使することができる。」とするが、ここに含めてよかろう。

(4) 西島梅治・責任保険法の研究四二頁以下、西島「〈共同研究〉交通事故被害者の保険会社に対する代位訴訟・保険法的検討」判タ二四七号三四頁。

(5) 下森定「〈共同研究〉交通事故被害者の保険会社に対する代位訴訟・民法的検討」判タ二四七号四一頁以下、東京高判昭四七・八・三一判時六九〇号四九頁。

(6) 大森忠夫・保険契約の法的構造二九頁以下、とくに三二頁以下、倉沢康一郎・保険法通論三一頁等。

(7) 兼子一・条解民訴上九〇九頁、大判昭一五・八・三民集一九巻一二八四頁、東京高判昭三一・一・二六下民集七巻一号一九頁、最判昭三五・三・二五裁判集民四〇号六六九頁、大阪高判昭四〇・一一・二九訟務月報一二巻三号三八七頁、高松高判昭四四・三・七下民集二〇巻三・四号一一一頁、最判昭四九・九・二判時七五三号五頁、札幌高判昭五三・一一・一五判タ三七七号九二頁等をあげることができる。なお学説判例の状況については、後藤勇「訴え却下の訴訟判決を不当とした場合の控訴審の措置」判タ四二七号二一頁以下に詳細な分析がある。

(8) 菊井維大＝村松俊夫・民訴Ⅱ六〇〇頁以下、疎能通孝「判批」判例民事法昭一五年度二九七頁、斉藤秀夫「判批」民商四九巻三号三六八頁、大判明三三・四・二六民録六輯一〇五頁、最判昭三七・一二・二五民集一六巻一二号二四六五頁、最判昭四六・二・一八判時六二六号五一頁等。

(9) 第二と第三の点につき、兼子＝新堂＝竹下＝松浦・条解民訴〔松浦執筆〕一一九五頁。

(10) 斉藤秀夫編著・注解民訴(6)〔小室直人〕一八三頁以下、飯塚重男「不利益変更禁止の原則」講座民訴⑦二〇九頁以下。

(11) Bötticher, Reformatio in peius und Prozeßurteil, ZZP 65, 464, なおドイツ民訴法五三七条が、第一審が本案につき弁論または裁判をしていなくとも、控訴審が必要と認めれば、弁論および裁判を行うことができる旨を規定していることもあり、かような場合は不利益変更禁止に反しないと解するのが通説である。たとえば、Rosenberg-Schwab, Zivilprozeßrecht, 14. Aufl. S. 900; Stein-Jonas-Grunsky, ZPO 20. Aufl. § 536 Rdnr. 5.

(12) 菊井＝村松Ⅱ六〇八頁、兼子外・条解民訴〔松浦〕一一九四頁等。

(13) 後藤・前掲三〇頁～三四頁にも、民訴法三八八条による差戻しを不要とする場合が詳しく分類されている。　三上威彦